

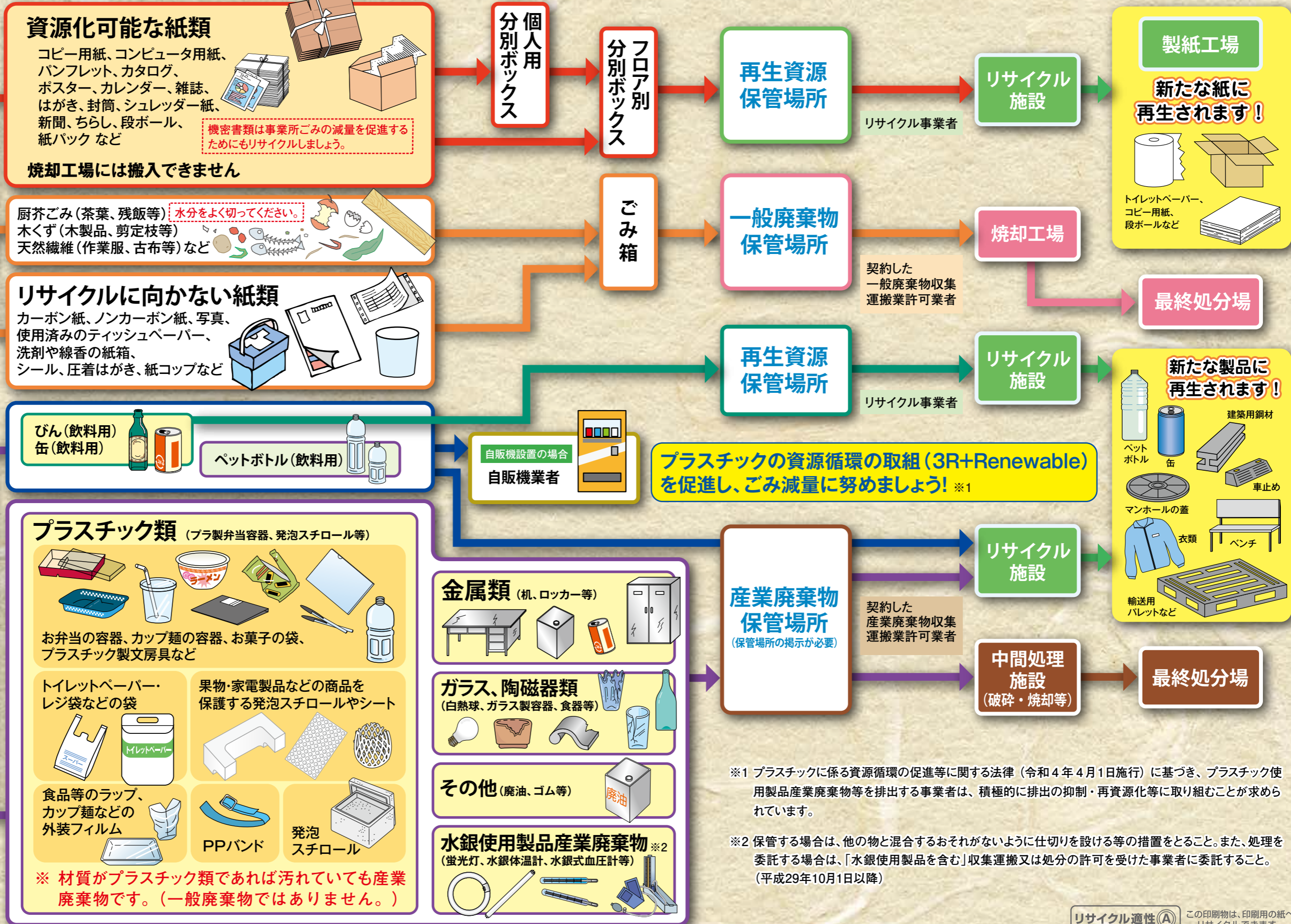
事業所から発生するごみのゆくえ

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課
TEL: 06-6630-3271
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/>

事業所から発生する主なごみ

一般廃棄物

産業廃棄物



※1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和4年4月1日施行) に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者は、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められています。

※2 保管する場合は、他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置をとること。また、処理を委託する場合は、「水銀使用製品を含む」収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。(平成29年10月1日以降)